

「社会福祉法人の認可について」

平成3年3月30日 社庶第96号

各都道府県知事宛

厚生省大臣官房老人保健福祉部長／厚生
省保健医療局長／厚生省社会局長／厚生
省児童家庭局長

標記について、今般、老人福祉法等の一部を改正する法律（平成2年法律第58号）の成立及び関係政省令の改正により、居宅介護等事業等公的在宅福祉サービスが社会福祉事業に新たに位置付けられたこと、公益事業が法定されたこと等に伴い、昭和39年1月10日社発第15号各都道府県知事あて厚生省社会局長・児童局長連名通知「社会福祉法人の認可について」の別紙1及び別紙2を下記のように改正する

こととし、平成3年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、今後の社会福祉法人に係る認可及びその指導について遺憾のないようされたい。

記

- 1 別紙1 社会福祉法人審査基準（別記第1及び第2を除く。）の一部を次のように改めること。
（以下 略）

「社会福祉法人の認可について（局長通知）」新旧対照表

（傍線は改正部分）

現 行	改 正 後
社会福祉法人の認可について	社会福祉法人の認可について
本文 略	本文 略
別紙1 社会福祉法人審査基準	別紙1 社会福祉法人審査基準
第1 社会福祉法人の行う事業	第1 社会福祉法人の行う事業
社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）にいう社会福祉事業を行うほか、必要に応じ 附带的公益事業又は収益事業 を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。	社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）にいう社会福祉事業を行うほか、必要に応じ 公益事業又は収益事業 を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。
1 社会福祉事業	1 社会福祉事業
(1) (略)	(1) (略)
(2) 社会福祉事業の経営は、法第3条の趣旨を尊重し、法第5条の事業経営の準則に合致するものであること。	(2) 社会福祉事業の経営は、法第3条及び第3条の2の趣旨を尊重し、法第5条の事業経営の準則に合致するものであること。
(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を 満たしている ものであること。	(3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を 満たしている ものであること。
(4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであつてはならないこと。	(4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであつてはならないこと。

(5) 法第2条第3項第5号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行つている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、昭和49年10月31日社庶第180号本職通知「社会福祉事業法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切り換えを指導すること。

(6) 第2種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもつて法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取扱うものとする。

(7) 第2種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもつて法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取扱うものとする。

2 附帯的公益事業

(1) 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。

(2) 当該法人の行う社会福祉事業の附随的意味をもつものであること。

(3) 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損うおそれのないものであること。

3 収益事業

(5) 法第2条第3項第5号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行つている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切り換えを指導すること。

(6) 第2種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもつて法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

(7) 第2種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもつて法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

(1) 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。

(2) 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損うおそれのないものであること。

(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

(5) 社会通念上は公益性が認められるものであつても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

(6) 公益事業において収益を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

(1) 法人が行う社会福祉事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。したがつて、法人税法（昭和22年法律第28号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であつても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(3)~(6) (略)

(7) 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業の用に供する資産と明確に分離できるものでなければならず、また当該事業にかかる借入金は、おおむね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならないこと。

(8) (略)

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 法人は、社会福祉事業を行うに直接必要なすべての物件について所有権を有していなければならないこと。

(2) (1)により難しい場合は、社会福祉事業を行うに直接必要な物件であつて当該法人が所有権を有していないものについて、国又は地方公共団体から無償の貸与又は使用許可を受けていなければならないこと。

(3) (1)及び(2)により難しい場合であつて、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において緊急に当該社会福祉施設を整備する必要があるときは、不動産の一部に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えないが、この場合の借料は原則として無償とし、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア (略)

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただ

(1) 法人が行う社会福祉事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。したがつて、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であつても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(3)~(6) (略)

(7) 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確に分離できるものでなければならず、また、当該事業にかかる借入金は、概ね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならないこと。

(8) (略)

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していなければならないこと。

(2) (1)により難しい場合は、社会福祉事業を行うために直接必要な物件であつて当該法人が所有権を有していないものについて、国又は地方公共団体から無償の貸与又は使用許可を受けていなければならないこと。

(3) (1)及び(2)により難しい場合であつて、都市部等土地の取得が極めて困難な地域において緊急に当該社会福祉施設を整備する必要があるときは、不動産の一部に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えないが、この場合の借料は原則として無償とし、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

(1) 基本財産

ア (略)

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただ

し、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が1の(2)による場合にあつては、100万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。

エ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会にあつては、300万円と10円に当該市町村の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

オ イ・ウ及びエ以外の財産であつても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) 運用財産

ア 基本財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ (略)

(3) 収益事業用財産

収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。

3 (略)

第3 法人の組織運営

1 役員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第5条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差しひかえること。ただし、社会福祉協議会にあつては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となつても差し支えないこと。

(2)・(3) (略)

2 理事

し、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が1の(2)による場合にあつては、100万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。）にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

オ イ・ウ及びエ以外の財産であつても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ (略)

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。

3 (略)

第3 法人の組織運営

1 役員

(1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第5条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあつては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となつても差し支えないこと。

(2)・(3) (略)

2 理事

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果しうる者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出し、原則として理事長にのみ代表権を与えること。

(2) 各理事と親族等の特別の関係のある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の11第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。

(3) 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事の過半数を占めることは適当でないこと。

(4)・(5) (略)

(6) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として1人以上の施設長が理事として参加すること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を越えることは適当でないこと。

3 監事

(1) (略)

(2) 監事のうち1人は、法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第42条に規定する財務諸表等を監査しうる者でなければならないこと。また、監事が監査を行つた場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(3) (略)

(4) 監事は、他の役員と親族等の特別の関係がある者であつてはならないこと。

(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。

4 評議員会

(1) 評議員会を設ける場合にあつては、評議員の定数は法第40条第2項により理事の定数の2倍以下であつてはならないこととなつているので、留意すること。

(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出し、原則として理事長にのみ代表権を与えること。

(2) 各理事と親族等の特別の関係のある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の15第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。

(3) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事の過半数を占めることは適当でないこと。

(4)・(5) (略)

(6) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、原則として1人以上の施設長が理事として参加すること。ただし、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を越えることは適当でないこと。

3 監事

(1) (略)

(2) 監事のうち1人は、法人の財産状況等の監査を行うものであるから法第42条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行つた場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(3) (略)

(4) 監事は、他の役員と親族等の特別の関係がある者であつてはならないこと。

(5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であつてはならないこと。

4 評議員会

(1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次の事業のみを行う法人については、この限りでない。

ア 援護の実施機関が要援護者を入所させる等の措置をとる社会福祉施設を経営する事業
イ 居宅介護等事業、デイサービス事業及び短期入所事業

(2) 評議員会を設ける場合にあつては、評議員の定数は法第40条第2項により理事の定数の2倍以下であつてはならないこととなつているので、留意すること。

(2) 評議員会を議決機関とした場合の評議員の定数は、実質的な審議がなされるようおおむね40名以内にとどめること。

なお、この場合には、役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。

(3) 評議員会を関係通知により設置することとされた場合には、法人の業務の決定に当たって、重要な事項は、評議員会を議決機関とすることが必要であること。

なお、評議員会の設置が任意である場合には、評議員会を議決機関とする必要はないものであること。

(4) 理事会及び評議員会以外の機関は議決機関とすることができないこと。

(5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が評議員の過半数を占めることは適当でないこと。

5 その他

(1) (略)

(2) 理事会において実質的な審議がなされるよう、理事の定数はおおむね15名以内にとどめることが適当であること。

(3)~(5) (略)

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア (略)

イ ただし、法第2条第3項第7号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ (略)

エ 附帯的公益事業、収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取扱うものとすること。

(2) 都道府県が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、都道府県知事を経由して厚生大臣に申請させること。

(3) (略)

2 その他

(3) 評議員会を議決機関とした場合の評議員の定数は、実質的な審議がなされるよう概ね40名以内にとどめること。

なお、この場合には、役員を選任は評議員会において行うことが適当であること。

(4) 評議員会を関係通知により設置することとされた場合には、法人の業務の決定に当たって、重要な事項は、評議員会を議決機関とすることが必要であること。

なお、評議員会の設置が任意である場合には、評議員会を議決機関とする必要はないものであること。

(5) 理事会及び評議員会以外の機関は議決機関とすることができないこと。

(6) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員の過半数を占めることは適当でないこと。

5 その他

(1) (略)

(2) 理事会において実質的な審議がなされるよう、理事の定数は概ね15名以内にとどめることが適当であること。

(3)~(5) (略)

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア (略)

イ 法第2条第3項第7号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ (略)

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとすること。

(2) 都道府県が所轄庁となっている法人が、他の都道府県の区域にわたる事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、都道府県知事を経由して厚生大臣に申請させること。

(3) (略)

2 その他

補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立は、当該補助金の交付が確実になつた後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

第5 その他

(1) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第12条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画がかたまつた段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

(2) 厚生大臣が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第12条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。

なお、これらの申請書の進達に当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配慮願いたいこと。

(3) 法施行規則第6条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。

なお、厚生大臣が所轄庁である法人に係る現況報告書の進達に当たっては、社会局所管及び児童家庭局所管に区分の上、現況報告書のみを進達するものとし、添付書類については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

(4)・(5) (略)

別記第1・第2 (略)

補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立は、当該補助金の交付が確実になつた後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

第5 その他

(1) 定款変更認可及び社会福祉法人定款準則第12条による基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まつた段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

(2) 厚生大臣が所轄庁である法人に係る社会福祉法人定款準則第12条による基本財産の処分又は担保提供の承認の申請は、当該法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行うよう指導すること。

なお、これらの申請書の進達に当たっては、必要な調査をなし、意見を付すよう配慮願いたいこと。

(3) 法施行規則第6条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。

なお、厚生大臣が所轄庁である法人に係る現況報告書の進達に当たっては、大臣官房老人保健福祉部所管、保健医療局所管、社会局所管及び児童家庭局所管に区分の上、現況報告書のみを進達するものとし、添付書類については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

(4)・(5) (略)

別記第1・第2 (略)

現 行	改 正 後
<p>別紙2 社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款 第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この社会福祉法人は、<u>援護、育成又は更生の措置を要する者等に対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</u></p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホーム〇〇園の設置経営 (ロ) 養護施設〇〇学園の設置経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 保育所〇〇保育園の設置経営</p>	<p>別紙2 社会福祉法人定款準則 社会福祉法人〇〇福祉会定款 第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、<u>福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</u></p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホーム〇〇園の設置経営 (ロ) 養護施設〇〇学園の設置経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 保育所〇〇保育園の設置経営</p>

「社会福祉法人の認可について」

(備考)

(1) 法律上の名称以外の名称を用いないときは、単に「〇〇母子寮の設置経営」等と記載すること。

(2) 施設を必要としない事業の場合は、事業の種別のみを列記すること。

(3) 附帯的公益事業を行う法人にあつては、次の1項を加えること。

2 この社会福祉法人は、前項のほか、次の事業を行う。

(1) 〇〇施設の設置経営

(2) 〇〇事業の経営

(4) 社会福祉協議会にあつては、次の例にならつて記載すること。

(目的)

第1条 この社会福祉法人は、〇〇県(市町村)における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究

(2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

(5) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（都道府県社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉センターの設置経営

(8) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(事務所の所在地)

(備考)

(1) 施設名に法律上の名称を用いるときは、単に「〇〇母子寮の設置経営」等と記載すること。

(2) デイサービス事業及び短期入所事業については、「老人デイサービス事業（〇〇園）」等と記載すること。

(3) 施設を必要としない事業の場合は、事業の種別のみを列記すること。

(4) 社会福祉協議会にあつては、次の例にならつて記載すること。

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（市町村及び指定都市の区）における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究

(2) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

(5) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(6) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（都道府県社会福祉協議会に限る。）

(8) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(9) 共同募金事業への協力

(10) 福祉センターの設置経営

(11) 居宅介護等事業の受託

(12) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(事務所の所在地)

第3条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番地に置く。

2 (略)

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

2 理事のうち1人は、理事の互選により、理事長となる。

3 (略)

4 役員を選任にあつては、各役員について、その親族その他特別の関係がある者が、理事のうちに〇名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) (略)

(2) 第4項の親族等の人数は理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

(3) (略)

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事、平理事の職務権限を明確にすること。

(理事会)

第5条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によつて行ふ。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 (略)

3 理事会に議長を置き、理事長をもつてあてる。

4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5・6 (略)

(備考) (略)

第6条 (略)

(理事の委嘱)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(備考) (略)

(監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考) (略)

第9条 (略)

(職員)

第3条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番地に置く。

2 (略)

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 (略)

4 役員を選任にあつては、各役員について、その親族その他特別の関係がある者が、理事のうちに〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) (略)

(2) 第4項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
6名～9名	1名
10名～12名	2名
13名～	3名

(3) (略)

(4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

(理事会)

第5条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によつて行ふ。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 (略)

3 理事会に議長を置き、理事長をもつてあてる。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5・6 (略)

(備考) (略)

第6条 (略)

(理事の選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

(備考) (略)

(監事の選任等)

第8条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考) (略)

第9条 (略)

(職員)

第10条 この法人に、職員若干名を置く。

2・3 (略)

(備考1)

収益事業又は措置委託（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び売春防止法に基づき、地方公共団体の長が保護を要する者について行う措置の委託をいう。）の対象とならない施設の設置運営を行う社会福祉法人は定款に次の章を加えること。

(第〇章 評議員及び評議員会)

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、そのつど評議員の互選で定める。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(備考)

評議員の定数は、理事定数の2倍をこえる数とすること。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、基本財産の処分及び事業計画

(2) 予算外のあらたな義務の負担または権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併または破産による解散を除く。

以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) 施設長の任免その他の重要な人事

(9) 施設の運営に関する規則の制定および変更

(10) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときはあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(同前)

第10条 この法人に、職員若干名を置く。

2・3 (略)

(備考1)

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、その都度評議員の互選で定める。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(備考)

評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分及び事業計画

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) 寄附金品の募集に関する事項

(8) 施設長の任免その他の重要な人事

(9) 施設の運営に関する規則の制定及び変更

(10) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答えまたは役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特別の関係がある者が〇名をこえて含まれてはならない。

(備考)

第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第4条の備考2と同様とすること。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は2年とする。ただし補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(備考2) (略)

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)・(2) (略)

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(備考)

収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 本文第2項に同じ。

3 運用財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特別の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第4条の(備考)の(2)と同様とすること。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(備考2) (略)

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)・(2) (略)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の4種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種)とする。

2 本文第2項に同じ。

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第〇条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第12条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には〔所轄庁〕の承認は必要としない。

第13条 (略)

(特別会計)

第14条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(備考)

収益事業又は附帯的公益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、特別会計としなければならないこと。

第15条 (略)

(決算)

第16条 (略)

2 会計の決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(備考) (略)

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(臨機の措置)

第18条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第12条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

第13条 (略)

(特別会計)

第14条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(備考)

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

第15条 (略)

(決算)

第16条 (略)

2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(備考) (略)

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第18条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉事業法第25条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇の設置経営

(2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益が出た場合の処分)

(備考)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は社会福祉事業法第25条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるように具体的に記載すること。例えば単に物品販売業とせず〇〇書店の設置経営とすること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、第1条第1項に規定する事業の用に供するものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付を受けて行う収益事業については本条は必要ないこと。

第4章 解散及び合併

第19条 (略)

(残余財産の帰属)

第20条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第21条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第22条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て〔所轄庁〕の認可(社会福祉事業法第41条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届出なければならない。

第6章 公告の方法その他

第23条・第24条 (略)

第〇条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉事業法第25条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇の設置経営

(2) 〇〇の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるように具体的に記載すること。例えば単に物品販売業とせず〇〇書店の設置経営とすること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けを受けて行う収益事業については本条は必要ないこと。

第4章 解散及び合併

第19条 (略)

(残余財産の帰属)

第20条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第21条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第22条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉事業法第41条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

第23条・第24条 (略)

「社会福祉法人の認可について」

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

”

”

”

”

監 事

”

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

”

”

”

”

監 事

”

(注) 準則中のアンダーラインの部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項である。